

鹿児島市交通局電車清掃業務委託契約仕様書

平成31年度
電車事業課

この仕様書について、「新型車」は100・1000・2000・9000・7500形、「旧型車」は500・600形、「連接車」は7000形を示す。

1. 業務場所

鹿児島市上荒田町37番20号 鹿児島市交通局 神田車両基地内

2. 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。但し、日曜日は除く。業務時間については、8時30分から12時30分までとするが、車両数が増えた場合はこの限りではない。

3. 作業人員は、業務に支障のない程度の人員を配置すること。

作業においては、責任者、電車の運転等の作業担当者を定め、確実な運転操作を行うとともに事故防止に努めること。なお、電車運転担当者については、発注者が行う運転操作の研修を必ず受講するとともに、発注者の承認を得たもの以外は電車運転操作を行ってはならない。

また、責任者においては、発注者からの作業における指示事項を全作業員に伝達し、作業員の作業状況を把握するとともに、作業状態の最終確認を行い引き渡すこと。

4. 業務内容は、次のとおりとする。

- (1)発注者が所有する電車の車内外の清掃を行う。
- (2)清掃作業は、別紙1「電車車内・車外清掃作業基準」に従い確実に行うこと。
- (3)新型車及び連接車は、別紙2「新型車及び連接車外板洗浄作業の作業基準」に従い、確実に行うこと。
- (4)電車運転は、別紙3「電車側線路(構内)運転及び留め置き基準」に従い、事故のないよう慎重に行うこと。
- (5)1車両につき毎月1回、次の①及び②の作業を行うこと。
 - ①発注者の指定する消毒及び殺虫剤にてシート下、車内の消毒及び殺虫を行い、運転席に備え付けてある消毒確認表に、施工年月日の記入及び捺印をすること。
 - ②発注者が貸与するポリシャーと、支給する正面窓専用ガラス研磨剤を使用して、運転席正面及び左右小窓の研磨を行うこと。

①及び②の作業を行った場合は、毎日作業後に提出する「電車清掃作業完了報告書」の備考欄に作業内容を記入すること。

5. 洗車場においては、次のことを注意し、作業を行うこと。

- (1)車両の移動の際は、洗車用ホースの処理及び清掃用の前後の足場の確認をすること。
- (2)車両の清掃を行う際は、事故防止の為、いかなる場合も車両の電源を切って作業を行うこと。
(パンタグラフを降下、メインスイッチを OFF)
- (3)屋根清掃を行う際は、架線電源スイッチを切り、架線電源表示灯が「切」の表示になったことを確認し作業を行うこと。
- (4)電車の内外の塗装面は損傷しないこと。
- (5)洗車ホースの先にはストップ付ノズルを設置すると共に節水に心がけること。また、洗車機を使用しない間は、洗車機の給水バルブを閉めること。

6. この業務に必要な洗剤、消毒液及び殺虫剤、ホース等の作業用具等は、受注者の負担とするが、ガラス洗浄液、正面窓専用ガラス研磨剤及びポリシャーは発注者が支給及び貸与するものとする。

7. この業務に要する施設、機械等については、発注者が貸与する。受注者は、その使用にあたっては取り扱いに十分注意し、安全かつ確実な方法で業務が遂行されるように適切な現場管理を行うこと。

汚泥の清掃については、洗車場の排水溝、貯水場は四半期ごとに、分離層については年1回実施すること。

作業員用詰所については週に1度以上の清掃を行い常に清潔な状態を保つこと。また、汚損・破損等のないよう心掛けるとともに、汚損・破損等があった場合は、受注者の責任で現状回復を行うこと。また、業務上不要な私物の持ち込みは行わないとともにゴミの処分は受注者が行うこと。

8. 作業予定車両数は、新型車1252両 旧型車313両 連接車120両とするが、増減があるので対応できるようにすること。

9. 受注者は、業務を処理するにあたって、その作業員に不都合な点があると発注者から指摘があった場合は、速やかに是正その他、必要な処置を講ずること。

- (1)受注者は、作業員の風紀、衛生その他身元一切に関して責任を負うこと。
- (2)受注者は、作業員が休暇、遅刻、早退したときは、交代の作業員を遅滞なく配置すること。
- (3)受注者は、業務にあたり施設、機械器具、車両及び同設備等に損害を与えた場合は速やかに

車両係員に届出を行い、事故報告書を提出するとともに、全ての責任を負うこと。

10. 受注者は、契約締結後速やかに作業員名簿（氏名、年齢、作業経験年数、採用年月日等を記載）を発注者に提出するものとし、作業員に異動が生じたときは、直ちに異動届を提出すること。
11. 作業員は常に服装を正し、作業を安全かつ確実に行うこと。
 - (1)作業員は、常に言語、態度に留意し、他人に不快の念を与えないように努めること。
 - (2)作業中は、安全具（ヘルメット、安全靴、防塵マスク等）を必ず着用し、事故防止に努めること。
12. 作業中に遺留品を発見した場合は、速やかに発注者に届け出ること。
13. 発注者の敷地内には、受注者作業員用の駐車スペースがないことから、発注者の敷地内への自家用車の駐車はしないこと。
14. 受注者は、この仕様書に記載された事項について認識し、作業員に周知徹底させること。
15. 受注者は、作業完了時に「電車清掃作業完了報告書」（様式1 B6 サイズ）及び、月初めに先月分の「業務実績報告書」（様式2 A4 サイズ）を速やかに提出すること。
16. 労働環境の確認に関する特記事項
 - (1)受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
 - (2)発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
 - (3)発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

※契約については単価契約とする。

電車車内・車外清掃作業基準

	区 分	作 業 内 容
車 内	両替器・IC 機器	両替器・各 IC 機器の外表面、両替投入口（透明板）・両替受皿・金庫取手は乾布拭き仕上げとする。
	運 転 席	デスク正面及び左右の機器（各スイッチ）は、はたき掛け、デスクカバー及び圧力計・硝子面・方向幕箱は水拭き後、乾布拭き仕上げとする。
	シ ー ト	シート及び背受面は電気掃除機を使用して掃除すること。 シート台枠及び肘掛けは乾布仕上げとする。 汚損箇所は洗剤を用い除去し、水拭き後、全面乾布拭き仕上げとする。
	床 面	床・揚蓋・出入口ステップの塵・土砂は、ほうきで掃きとること。 また、ステップの蹴込み板は水拭きをすること。
	客 装 室 具	柱・窓硝子及び枠・カーテン・カーテンカバー・腰板・吊手ブラケット・棒・広告枠・握り棒・仕切柱・灯具のカバー、1000・7000・7500 形車両の接続部蛇腹（ホ口）は、水拭きとし、汚損箇所は洗剤を用い除去すること。 なお、窓硝子・腰板・灯具は上記作業後、乾布仕上げとする。 ※作業中、錠金具等を解除したときは、作業終了後、完全に施錠すること。 天井板・ダクトの吹出口・吸い込み口及びカバーは水拭き後、乾布仕上げとする。 汚損箇所は洗剤を用い除去し、乾布拭き仕上げとする。 スピーカー・予備灯・天井灯・天井吊広告・他広告は、はたき掛けとする。 運転室の機器類及び各ミラーは、乾布拭きとする。 ※ミラーの位置・角度は変えないこと。
	消毒・殺虫	毎月 1 回、シート・シート下・床面は消毒剤及び殺虫剤を散布すること。 消毒液及び殺虫剤は、発注者の指定する製品を使用すること。
	外 側 板	側板・窓柱・窓硝子等全面に洗剤を使用し、洗車機 1 往復で水洗いすること。水滴を完全に水切りゴムで拭き取ること。 洗剤は、発注者の指定する製品を使用すること。
車 外	屋 根	屋根は、ブラシ及び洗剤を使用して洗浄すること。 パンタグラフ側は、特に入念に洗浄すること。 屋根上機器箱は洗剤を使用して洗浄すること。 ※各機器箱内には、水をかけないこと。
	屋 根 運転席窓硝子	洗車機洗い後は、屋根上にたまった水を排除すること。 ※毎回洗浄すること。 運転席窓硝子にはデフロスターが入っているので、支給する硝子用洗剤液で入念に水洗い後、水切りゴムで水滴を完全に拭き取ること。洗浄液が車体塗装面に付着すると変色するので入念に作業をし、付着した場合はすぐに水洗いをする事。 また、運転席窓硝子については、水あか等の汚れ具合に応じて、定期的に発注者が支給するガラス研磨剤とポリシャーにて研磨すること。

新型車及び連接車外板洗浄作業の作業基準

- ・新型車とは、100・1000・2000・9000・7500形、連接車は7000形をいう。
- ・作業内容（別紙1 電車車内・車外清掃作業基準と併用して行う）

側面・屋根

- (1)屋根・扉・窓・外板・広告枠・広告板・表示板・連接部の幌等は、洗剤を使用し洗浄する。
特にパンタグラフ側及び正面・側面硝子は、デフロスター（熱線）が入っているため、入念に水洗い後、水滴を拭き取る。
- (2)洗浄後は、外板・客室硝子・窓硝子の水滴を拭き取る。
- (3)洗車機洗浄後、屋根部の水を排除すること。

妻側面

- (1)外板・正面硝子・側硝子・緩衝器・方向幕枠・各表示板・前照灯・尾灯・制動灯・車外ミラー等は、洗剤を使用して洗浄する。
- (2)洗浄後は、外板・正面硝子・側硝子・緩衝器・方向幕枠・各表示板・前照灯・尾灯・制動灯・車外ミラー等の水滴を拭き取る。

作業手順

- (1)洗浄液をスポンジ等で下部から上部に擦りながら塗布する。
- (2)塗布後は、洗浄面の汚れを浮き出すために、約5分間置き、手水洗いし、自動洗車機を1往復し、完全に洗浄液を洗い落とす。
- (3)洗浄後は側面・妻側面の水滴を拭き取る。

窓硝子・外板洗浄特記仕様

- (1)硝子用洗剤液は支給する(ポリシャーも貸与する)。
- (2)洗浄液を硝子に塗布する場合は、車体塗装面に付着すると変色するので、十分注意すること。
(車体塗装面へ付着した場合はすぐに水洗いすること)
- (3)外板用洗剤は、外側全面に下部から上部に満遍なくこすり洗いし、約5分間置いてから、全面水洗い後、水滴を完全に拭き取る。
- (4)1000・7000形車体前面及び側面の窓下白色塗装部分は、洗車後に研磨材入りワックスで研磨すること。

電車側線路(構内)運転及び留め置き基準

側線路(構内)での電車車両の運転、号線の移動、留め置き等を行う際は、以下の項目について遵守し、安全確保及び事故防止に努めなければならない。

1. 運転準備

- ①電源スイッチの投入、パンタグラフを上昇
- ②空気圧縮機の動作確認、圧力計で元空気溜め、ブレーキ圧力の確認
- ③給電表示灯の確認
- ④ブレーキシリンダー、車両の前後、床下、各車輪を確認し歯止めを外す
- ⑤自動遮断器をONにし、表示灯確認
※歯止めが車輪から外れない場合は、車両を少し移動して外すが、その際退行運転は絶対にしないこと

2. 運転

- ①運転時は1ノッチでの走行とする
- ②セクションインシュレーターではノッチをOFFとする
- ③人が横断する場所、ピット上、洗車場は最徐行で走行すること
- ④号線の移動はポイントの確認確実にいき、最徐行で走行すること

3. 留め置き

- ①自動遮断器を切る
- ②歯止めを定位置に設置する
- ③パンタグラフを降下し、降下の確認をする
- ④電源スイッチを切る
- ⑤戸閉連動スイッチを切って走行した場合は、同スイッチを入れる
- ⑥車両の全てのドア及び窓を閉める
※マスコンキー及びレバーハンドルは車両から降ろし、定位置に置くこと

※最徐行とは、車両が直ちに停止することのできる速度をいう

様式1

課長	係長	係員

電車清掃作業完了報告書

平成 年 月 日 ()

名

車種	数量	車両番号	消毒	ガラス研磨	備考(その他)
ボギー車	1				
	2				
	3				
新型車	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
連接車	1				
	2				
計					

排水溝清掃		分離層清掃	
貯水槽清掃		詰所清掃	

上記のとおり作業を完了したので引渡します

責任者
会社名

印

業務実績報告書

(平成) 年 月 日

業務委託名		鹿兒島市交通局電車清掃業務委託				委託業者名		報告書提出日		勤務状況	
日	曜日	業務	処理	事項	勤務	状況	日	曜日	業務	処理	事項
1		旧型車	処理台数	旧新連	人		17		車	両	
2		旧型車	処理台数	旧新連	人		18		車	両	
3		旧型車	処理台数	旧新連	人		19		車	両	
4		旧型車	処理台数	旧新連	人		20		車	両	
5		旧型車	処理台数	旧新連	人		21		車	両	
6		旧型車	処理台数	旧新連	人		22		車	両	
7		旧型車	処理台数	旧新連	人		23		車	両	
8		旧型車	処理台数	旧新連	人		24		車	両	
9		旧型車	処理台数	旧新連	人		25		車	両	
10		旧型車	処理台数	旧新連	人		26		車	両	
11		旧型車	処理台数	旧新連	人		27		車	両	
12		旧型車	処理台数	旧新連	人		28		車	両	
13		旧型車	処理台数	旧新連	人		29		車	両	
14		旧型車	処理台数	旧新連	人		30		車	両	
15		旧型車	処理台数	旧新連	人		31		車	両	
16		旧型車	処理台数	旧新連	人		合計		ボギー車	両	・新型車
									両	・接続車	両
											合計
											両
											両

課長	係長	係